

平成30年9月市会代表質問要旨

国本 友利 議員（公明）

左京区選出の国本友利です。平山賀一議員に続き、この後の久保勝信議員とともに公明党京都市会議員団を代表し、市政一般について質問をいたします。

市長並びに関係理事者におかれましては、明快な御答弁をいただきますようお願いいたします。

まずは、本年に起こりました6月大阪府北部地震、7月西日本豪雨、9月台風21号並びに北海道胆振東部地震により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

あわせて、被災地の一日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。

京都市においては災害に強いまちづくりを目指し、レジリエントシティの取組み、住宅の耐震化促進、雨に強いまちづくりなど防災対策について、幅広く取り組まれているところですが、本年起こったいくつかの災害について新たな課題も浮き彫りになっているものと思われます。

まずは、これらの災害対策に関する課題について数点にわたり、質問をいたします。

(災害時の情報伝達について)

はじめに災害時の情報伝達についてお伺いいたします。

9月4日に本市に最接近した台風21号は、京都市内で最大瞬間風速39.4mを記録し、戦後最大級の暴風となり、広範囲にわたり停電、倒木、住宅や公共施設の損壊にあわせ文化財についても甚大な被害をもたらしました。

左京区でも住宅の損壊が多く発生し、北部山間地については多くの倒木により、道路が通行止めとなり、孤立状態となった地域もあった上、1週間以上停電が続いた地域もありました。

今回の停電については想定を超える規模であったことから、停電範囲を送配電の状況から自動的に把握する関西電力のシステムにも障害が発生した上、多くの倒木により復旧作業が難航を極めました。

その中で、被災された地域から多く声が寄せられたのは、情報伝達についてであります。

停電時においては、固定電話、携帯電話、テレビ、インターネットなど、電源を必要とするものについて使用できず、ラジオについても山間部等については電波が入らない地域もあるため、道路の利用状況や停電に関する情報などが得られないなどの不安の声が多数寄せられました。

停電については関西電力とも連携を図り、道路の復旧状況などとあわせ本市による速やかな情報収集とともに、地域の方々への情報の伝達が何より重要です。

「京都市地域防災計画」の一般災害対策編において、第3章災害応急対策計画の第4節に広報・広聴活動として「総合的な広報体制を整える」とし、避難指示、避難勧告などの緊急広報に加え、被災者に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報などを一般広報として届けるとされています。一般広報としては本部における一般広報と現地広報があり、現地においても災害復旧状況等について広報するものとされています。

- 1 災害時における停電等においては現地広報が重要であります。特に山間地においては高齢者が多く、わかりやすい情報提供が必要不可欠です。また、私のもとには、山間部にお住いの住民に関し、市内部在住のご家族の方々から停電の状況や道路復旧に関して多くのお問い合わせもありました。この度の台風21号を教訓として災害時の情報伝達の在り方について検証し、課題解決に向けた取組みを行うべきと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。<市長答弁>

(避難所のトイレについて)

次に災害時における避難所のトイレの問題についてお伺いいたします。

大規模災害時における避難所については、「京都市地域防災計画」に基づき、地域の自主防災会のご協力を得ながら、避難所運営マニュアルの策定や避難訓練に取り組まれているところであります。

また、阪神淡路大震災をはじめとして、各地で地震災害や大雨を起因とする土砂災害を受け避難所において大きな課題となっているのが、トイレの問題であります。

今までの震災や災害においての様々な調査結果によると、トイレの問題が上位にあります。阪神淡路大震災でトイレの問題が指摘されてから、23年が経過する中で、未だ解消しきれない大きな課題であります。

内閣府では平成28年4月に「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を策定し、避難所におけるトイレの環境改善に向けた指針を提示しています。

その中では、「避難所の施設によっては、和式便器のトイレが多く、また仮設トイレにも和式便器が多いことにより、足腰の弱い高齢者や車いす使用の

身体障害者にとって、トイレの使用が極度に困難となる。」「トイレの使用がためらわれることによって、排泄を我慢することが、水分や食品摂取を控えることにつながり、被災者においては栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康障害を引き起こすおそれがある。」と示されており、避難所におけるトイレの環境改善を平時から行っておくことの重要性が示されています。

京都市では「地域防災計画」の中でし尿処理対策が掲げられ、仮設トイレの設置や運用、環境管理から、し尿処理、仮設トイレの撤去に至るまでの計画が示されております。

また、災害用備蓄として、携帯トイレ、簡易トイレの備蓄もされていると伺っております。

その中で本市においては、避難所となる学校などに上下水道局が災害用マンホールトイレを順次整備をされております。災害用マンホールトイレは下水道に直結し、便層の管内に一定の水を貯留しておき、下流に設置したゲートを開くことにより、溜まった汚物を下水道に排出するもので、設置された避難所地域の皆様には、避難訓練の際にも設置訓練などをしていただき、活用に向けた取組みがされているところであります。

その上で、マンホール上に組み立てる災害用組み立てトイレについては、災害備蓄品として、和式便座が用意されているところです。

和式便座については地域の方々からも、高齢者が多く和式が利用できない、また、一般のご家庭での洋式トイレ普及に伴い、子どもが和式を利用できないとのことで、洋式化ができないものかといった声を多くいただいている。

国土交通省の発表によると熊本地震におけるマンホールトイレについては、洋式のものが整備され、高齢者に好評であったとのことです。

2 現在、避難所となる学校において、トイレの洋式化が順次進められる中で、真に災害時に必要となるマンホールトイレについても、平時の内に洋式化を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。<植村副市長答弁>

(建築物の耐震化について)

次に住宅の耐震化についてお伺いいたします。

本年6月に発生した大阪府北部地震においては、最大震度6弱を観測し、京都市においても震度5強の地震が起こりました。それにより、屋根瓦や壁の崩落による、住宅の損壊が多数発生したところです。近畿地方においては阪神淡路大震災以来の大きな地震に改めて、地震に対する備えが必要であるとあらためて痛感させられました。

京都市においては、新たな「京都市建築物耐震改修促進計画」を平成28年

3月に策定、平成29年9月3月に改訂し、現在、建築物の耐震改修に取り組まれているところです。

計画期間は平成37年度末で、耐震化率の目標値について、住宅は平成27年度末時点の84.7%から95%，特定建築物については、86.8%から95%，市有建築物の耐震化については93.9%から100%とすることを掲げられています。

計画については昭和56年5月31日以前の住宅・建築物について重点的に促進されると掲げられているところです。京都市においては住宅について、耐震化促進を図るため、「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」や「京都市耐震改修促進ネットワーク会議」などの取組みにより、住宅の耐震化を進められています。

その上で、

3 今回の大阪府北部地震や北海道胆振東部地震を受け、本市でも、いつ地震が起こるかもしれないという危機感を持つことも非常に重要です。市民のいのちを守るためにの住宅・建築物の耐震化の進捗状況と今後の展開についてお伺いいたします。

あわせて、市営住宅についても対策が必要であります。平成23年策定の「京都市市営住宅ストック総合活用計画」によると耐震性能別に市営住宅の管理棟数でみると、新耐震基準を満たしており補強の必要のない住棟の割合は、市営住宅全体の約52%であり、一方、新耐震基準を満たしておらず、特に補強が必要な住棟の割合は市営住宅全体の約16%であります。市営住宅において耐震改修工事は順次、進んできてはいるものの、今なお多くの住民が耐震化されていない住棟に居住されているのが現状であります。

そこで

市営住宅について、現時点での耐震改修の進捗状況はいかがでしょうか。あわせて、今回の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震をうけ、今後どのように進めていくお考えでしょうか。<市長答弁>

まずはこれらの災害対策について、答弁を求めます。

～分割質問のため、一旦ここで答弁～

(公園の再整備について)

次に身近な公園の再整備についてお伺いいたします。

公園は、市民の日常生活に密接した重要なオープンスペースであり、特に住区基幹公園は気軽に利用できる身近な空間として市民の暮らしに貢献して

きました。京都市においては「京のみどり推進プラン」に基づき、公園整備を推進されてきました。平成29年度末現在の京都市の公園面積（国営、府営を含む）は7,156,418平方メートルで、市民1人当たり公園面積は4.88平方メートルです。平成28年度と比較すると、公園の数では8公園、面積では21,516平方メートル増加し、市民1人当たり公園面積は0.02平方メートル増加しています。

一方で、少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化などの社会情勢が変化する中で、より地域の状況に応じた公園の整備や管理運営が求められています。

国においても、平成28年5月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書」が発表され、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について今後の方向性が示されたことから、各都市でも市民のニーズに柔軟に対応する公園のあり方について模索する動きが進んでいます。我が国は、急激な高齢化の進行と晩婚化、出生数の減少により、人口減少社会に突入しています。全国の人口は平成20年をピークに減少しており、こうした人口減少社会を見据え、国では、コンパクトなまちづくりを推進するために立地適正化計画の制度を創設しています。こうした動きをとらえ、京都市の都市公園においても、人口減少やまちの変化に応じた公園計画や配置の見直しが必要な時期に来ています。

また、市民の暮らし方や働き方、家族のあり方など、ライフスタイルや価値観は多様化してきています。一方、経済的な満足だけでなく、地域の歴史や伝統、または自然・文化といった側面の満足による、生活の質の充足への価値が高まっています。

ライフスタイルや価値観が変化する中で公園の利用方法やニーズも多様性を増し、公園も多様なライフスタイルや価値観に対応して変化していくことが求められています。

京都市においては梅小路公園をはじめとする大規模公園の整備が進められているところでありますが、市民にとって身近な公園である街区公園の老朽化が進んでおり、再整備が求められているところです。公園については地域ニーズに対応したものが必要であり、大規模な再整備もさることながら、小規模な公園のリノベーションが有効と考えます。ここでいうリノベーションとはハード整備だけでなく、ソフト面での公園の利活用について、地域も含め検討すべきと考えます。すでに公園の再整備については、地域でのワークショップ等を行われているところです。その上で、一律のものではなく、特色ある公園の再整備も必要です。そのために、

4 昨年、国において都市公園法が改正され、民間活力の導入が可能なパークPFIも活用

も有効と考えます。パーク PFI については平成 29 年 9 月議会において、わが会派の平山よしかず議員が西京区の公園再整備について質問したところですが、身近な公園についても、民間活力を活かしたリノベーションの可能性も検討すべきと考えます。市民に愛される身近な公園のハード・ソフト両面での再整備を進めるべきと考えますが、今後の方針についてお伺いいたします。

＜建設局長答弁＞

(小児がんの早期発見について)

次に、乳幼児における小児がんの早期発見についてお伺いいたします。

小児の死亡原因の第一位は小児がんとなっております。しかしながら、小児がんの発症数は年間に 2,000 から 2,500 と少ない状況にあり、更には小児がんを扱う医療施設は全国に 200 程度しかなく多くの医療機関では小児がんに関する医療経験が乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されています。

そのような中、国では 2012 年 6 月に閣議決定した「がん対策推進基本計画」において、重点的に取り組むべき課題の一つとして、新たに小児がん対策が掲げられました。基本計画の中では、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、5 年以内に小児がん拠点病院を整備し、小児がんの全国の中核的な機関の整備を開始することが目標に定めされました。

これを受け昨年より全国 15 か所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実が図られています。

その上で、がん対策については、成人はもとより乳幼児についても早期発見に向けた市民への啓発が何より重要と考えます。

京都市においても小児がんについて、早期発見に向けた取組みを進めるべきと考えます。

その上で、今回は網膜芽細胞腫という眼のがんについて取り上げたいと思います。

網膜芽細胞腫とは眼の網膜に発生する悪性腫瘍で、乳幼児に多い病気であり、出生児の 15,000 人から 16,000 人につき 1 人の割合で発症しています。

通常の場合、網膜に腫瘍ができると視力が低下しますが、乳幼児はまだ物が見える、見えないという状態がよくわからず、その状態を伝えられないことから、発見された時には進行している場合も少なくありません。ある程度進行すると、眼が白く光って見える「白色瞳孔」や左右の眼球の向きが合っていない状態「斜視」の症状が現れます。こうした症状に家族が気付いて受診される場合が多く、95%が 5 歳までに診断されます。腫瘍が眼球内にとど

まっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療する事が可能なため、早期発見が何よりも重要です。京都市では乳幼児健診の際に、医師診療所見欄に「白色瞳孔」や「斜視の疑い」有無についての項目を記載し早期発見の取組みを行っているところです。

- 5 乳幼児健診については4カ月、8カ月、1歳6カ月、3歳と一定の間隔で健診が行われる為、先にも述べたように、家族の気づきが何よりも重要です。京都市のいくつかの保健福祉センターでは網膜芽細胞腫の子どもをもつ家族の会「すくすく」のポスターが掲示され、「白色瞳孔」や「斜視」について写真で分かりやすく掲載されています。そこで、網膜芽細胞腫の早期発見を図るため、保健福祉センターへのポスター掲示や眼球の白色瞳孔や斜視についてわかりやすく、写真等を京都市のホームページやはぐくみアプリに掲載し、啓発を図ることが有効と考えますがいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。<村上副市長答弁>

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。